

ひと声かけて支え合う  
災害時連携NPO等ネットワーク

## 規 約

(名称)

第1条 本会は、災害時連携NPO等ネットワーク（以下、「災害NPOネット」という。）と称する。

(目的)

第2条 災害NPOネットは、京都府内のNPO等の平常時からの連携により、自然災害等による被災者への支援、及び災害NPOネットに加盟登録した団体（以下「加盟登録団体」という。）の相互支援の推進を目的とする。

(事業)

第3条 災害NPOネットは、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 災害時の支援等を行う連携を想定した各種団体の募集及び加盟登録を推進すること。
- (2) 災害時に加盟登録団体への安否確認を行い、情報共有及び可能な限り加盟登録団体による相互支援を推進すること。
- (3) これまで十分に対応ができなかった被災者のニーズ等に対応すること。
- (4) 災害NPOネットの効果的な運用のために必要な人材を育成すること。
- (5) 必要な情報の収集と発信を行うこと。
- (6) その他、災害NPOネットの目的の達成に必要な事業を行うこと。

2 災害NPOネットの事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(組織の構成)

第4条 災害NPOネットは、第2条の目的に賛同する団体をもって構成する。

2 加盟登録しようとする団体は、別に定める加盟登録書により、第7条に規定する会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(加盟登録団体の資格喪失)

第5条 加盟登録団体が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 加盟登録団体が消滅したとき。
- (3) その他、加盟登録団体として相応しくないと判断されたとき。

(会議の設置及び開催)

第6条 災害NPOネットの会議として、総会、幹事会を置く。

2 総会は、災害NPOネットの会の運営方針を審議するものとする。また、通常総会は毎事業年度終了後定期に開催し、次の事項を決議することができる。

- (1) 決算及び事業終了報告の承認
- (2) 解散及び合併
- (3) 残余財産の帰属先の決定
- (4) その他、幹事会で決議が必要と提案されたもの

3 議長は、会長、もしくは会長が指名した副会長が務める。

4 通常総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

5 臨時総会は、必要があるときは、会長の招集によりいつでも開催することができる。

6 総会は、加盟登録団体で構成し、決議は、出席者（委任状を含む）の2分の1以上の賛成をもって行う。

7 幹事会は、有識者及び加盟登録団体の中から参画を表明した者が実行委員となり、その実行委員と役員をもって構成し、会長が招集して議長となり次の事項を審議決定することができる。

- (1) 会務の執行に関すること
- (2) 事業計画に関すること
- (3) 第7条第1項に掲げる役員の選任及び解任
- (4) 規約の変更
- (5) その他、会長が必要と認めたこと

(役員)

第7条 災害NPOネットに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 3名以上
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名以内

2 会長、副会長、理事、会計及び監事は、幹事会において互選する。

3 会長は会を代表し、その会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、会長のあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

5 理事は、この規約の定め及び幹事会の議決に基づいて、災害NPOネットの事業を推進する。

6 会計は、災害NPOネットの会計事務を処理する。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 災害NPOネットの業務執行の状況を監査すること。
- (2) 災害NPOネットの財産の状況を監査すること。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会計)

第9条 災害NPOネットの運営に要する経費は、寄付、助成金、その他をもって充てる。災害時の支援活動に要する経費は、別に設置する「災害時連携NPO等ネットワーク基金」をもって充てる。

2 災害NPOネットの会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第10条 災害NPOネットの運営事務局を、京都府府民力推進課内に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、幹事会における審議により別途会長が定める。

附 則

この法人の設立時の役員は、次に掲げる者とする。

会 長	牧 紀男
副会長	荻原 靖
副会長	平尾 剛之
理 事	赤澤 清隆
理 事	今瀬 政司
理 事	武田 知記
会 計	神田 浩之
監 事	森田 洋行

2 第8条第1項の規定にかかわらず、設立時の役員の任期は、設立の日から平成30年3月31日までとする。

3 この規約は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成29年6月9日から施行する。